

「高等学校 DX 加速化推進事業」域内横断的な取組業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

「高等学校 DX 加速化推進事業」域内横断的な取組業務

(2) 業務の内容

別紙「『高等学校 DX 加速化推進事業』域内横断的な取組 業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)

(4) 予定価格

7,149,736 円(消費税および地方消費税含む)

2. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類:「役務」

中分類:「イベント」、「諸サービス」または「その他の役務の提供」

・地域ブロック

県内事業者または準県内事業者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルにかかる手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4314

3. 公募型プロポーザル説明会

説明会は実施しない。

4. 質問および回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の方法により受付および回答を行うこ

ととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

別添の質問票（様式4）により、電子メールで、10に示す問い合わせ先あてに提出すること。件名は「『高等学校DX加速化推進事業』域内横断的な取組に関する質問」とすること。なお、質問票を送付した場合は、必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和7年6月18日（水）12時まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和7年6月19日（木）を目途に、質問者に電子メールで送付するとともに、以下の県教育委員会ホームページに公開する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/kakusyu/zyouhou/344028>

5. 提出書類

(1) 公募型プロポーザル応募申込書（様式1）：1部

(2) 企画提案書

① 体裁および部数

体裁：A4 様式は任意とし、枚数は制限しない。

部数：10部（正本1部、写し9部）

② 内容

仕様書等に記載の内容を踏まえ、特に、次に掲げる事項について、具体的な実施方法や内容を記載すること。また本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について、併せて記載すること

ア：業務の実施方針および実施体制

イ：業務全体のスケジュール

ウ：具体的業務における提案内容

・生徒向けプログラムの提供内容、方法、回数、期間など

・教員向けプログラムの内容や実施方法、回数、期間など

・教員による取組事例報告会の支援、実施方法

エ：その他(目的を達成するために必要と考えられる事項)

(3) 事業費見積書

① 体裁および部数

体裁：A4 縦仕様 枚数は制限しない。

部数：2部（正本1部、写し1部）

② 作成上の留意事項

・仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

・消費税および地方消費税（10%）を含み、税額を明示すること。

・見積書には、事業所名、所在地住所、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

(4) 添付書類

- ・会社等概要書（様式2）または会社等の概要説明書（パンフレット等）：10 部
- ・本委託業務と類似の業務の実績（様式3）：10 部

(5) 社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合）：各1部

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合、同登録書の写し。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し
- ・高年齢者就業確保措置を講じている場合、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者の雇用をしている場合、障害者を雇用している旨の申立書
- ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合、同認定書通知書の写し
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し
- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合、同認定証の写し
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し
- ・「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は
 - ①については審査登録機関の証明書の写し、①以外については、認証・登録証の写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6. 提出の方法

(1) 提出期限

令和7年6月23日（月）17時まで 時間厳守とし、郵便の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

10に示す場所に、持参または郵便（簡易書留）により提出すること。

- ・持参の場合は、土曜日、日曜日を除き、9時から17時までとする。
- ・郵送による場合は、差し出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

7. 審査および契約予定者の決定方法

滋賀県教育委員会事務局高校教育課および関係課において3名の委員をもって設置する審査会で、(2)に示す評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等およびプレゼンテーションの審査を行い、総合点が最も高かったものを当該事業の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

(1) プレゼンテーションの実施

次のとおり審査会においてプレゼンテーションを実施する。

① 実施予定日

令和7年7月2日(水)

詳細な時間および場所などは提案者に別途通知する。

② 方法

プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うものとする。

③ その他

担当者への配置予定者については必ず出席すること。

(2) 評価項目および評価点

番号	評価項目	着眼点	評価点
1	事業実施方針 および実施体制	○事業目的を理解し、基本計画の内容を踏まえ、具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がされているか ○業務の実施体制は十分か。 ○業務の円滑かつ効果的な実施に必要な専門的知見やノウハウを有しているか。 ○過去の実績から本業務を達成するのに十分な能力を有しているか。 ○業務の全体スケジュールは適切か。	15
2	高校への事業 説明会の企画・運営・実施	○本委託事業の趣旨を十分に理解した提案がされているか。 ○効率的で実効性のある具体的な提案となっており、各学校との調整を円滑に進めていく具体的な体制が確認できるか。 ○参加者の意欲を高め、やる気を引き出す内容になっているか。	10
3	高校生向けDX 系課題解決学習プログラムの企画・運営・実施	○本委託事業の趣旨を十分に理解した提案がされているか。 ○効率的で実効性のある具体的な提案となっており、各学校との調整を円滑に進めていく具体的な体制が確認できるか。 ○高校生が、興味関心を持つ内容になっているか。また、主体性を支援し、探究活動等を深める内容になっているか	20

4	教員向けデジタルスキル研修の企画・運営・実施	○本委託事業の趣旨を十分に理解した提案がされているか。 ○効率的で実効性のある具体的な提案となっており、各学校との調整を円滑に進めていく具体的な体制が確認できるか。 ○教員が、興味関心を持つ内容になっているか。また、校務や授業等で活用できる内容になっているか	20
5	取組事例報告会等による事例の横展開についての企画・運営・実施	○本委託事業の趣旨を十分に理解した提案がされているか。 ○効率的で実効性のある具体的な提案となっており、各学校との調整を円滑に進めていく具体的な体制が確認できるか。 ○効果的な報告会を実施し、各校の成果の共有により普及を図ることが期待される内容となっているか。	10
6	事業内容全般	○全体を通して、内容・実施方法等の変更や改善のための相談、実施について、主体的・協力的に行う姿勢が確認できるか。 ○参加する各学校との連絡体制については、対象者（教員・生徒）への内容の告知、連絡、申込受付・対応等も含めて、円滑に進むよう配慮されているか。	8
7	経済性	○見積価格は適正であるか。 ・ 予定価格の 80%未満・・・・・・・・・・ 10 点 ・ 予定価格の 80%以上 85%未満・・・・・・ 8 点 ・ 予定価格の 85%以上 90%未満・・・・・・ 6 点 ・ 予定価格の 90%以上 95%未満・・・・・・ 4 点 ・ 予定価格の 95%以上 100%以下・・・・・・ 2 点	10
8	社会政策面の取組	○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けているか。	1
		○次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		○高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
		○障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1

		○滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか。 または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		○5.（5）で示す環境マネジメントシステムの認証・登録を受けているか。	1
9	県内に本店を有する事業者か。		1
総合点			100

（３）結果の通知

審査結果については、全提案者に書面により通知する。

8. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、高校教育課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、採用が決定した者が途中で業務を遂行することができなくなった場合、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

9. その他

- （１）提出書類に不足がある場合または必要な事項が記載されていない場合、無効とする場合がある。
- （２）提出後の書類の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- （３）企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
- （４）提出書類は返却しない。
- （５）委託料の支払いは、精算払いとする。
- （６）契約予定者とした場合でも、両者協議の上、企画提案の内容を変更することがある。

10. 問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局高校教育課学校経営支援係 （担当：久保田）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目１番１号

TEL : 077-528-4573

E-Mail : ma0902@pref.shiga.lg.jp